

災害補償審査申立等事案判定例（要旨）

【令和6年度】

●障害等級の上位等級への変更要求（申立てを棄却したもの）

（事案の概要）

A所に勤務していた申立人は、自宅最寄り駅から自転車で帰宅途中に、バランスを崩して転倒し、左手環指、右上肢及び右股関節を負傷した。申立人は、Bクリニックを受診し、左環指中節骨骨折、右上肢擦過創、右股関節挫傷及び右股関節唇損傷と診断された。

実施機関は、本件災害（左環指中節骨骨折、右上肢擦過創、右股関節挫傷及び右股関節唇損傷をいう。）について通勤による災害と認定した。その後、実施機関は、治癒時に残存する申立人の障害に関し、右股関節周辺の疼痛等感覚障害について「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当するため、「局部に神経症状を残すもの」と認められることから、障害等級第14級に該当すると申立人に通知した。

（申立ての要旨）

上記に対して、申立人から、股関節には常時痛みが存在し、股関節可動時には強い痛みが生じ、その痛みの原因が他覚的所見によっても認められているため、障害等級第12級に該当するとして、申立てがあった。

（判定の要旨）

・右下肢の疼痛等感覚障害について

① 受傷部位の疼痛については、「局部に頑固な神経症状を残すもの」、具体的には、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」に該当するときに障害等級12級となる。また、「局部に神経症状を残すもの」、具体的には「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当するときに障害等級14級となる。

② 申立人の右股関節には、治癒時において疼痛が残存しているものと認められる。

その疼痛の強度について、障害補償申立書及び当院調査時の申立人の主張によれば、右股関節の曲げ伸ばし時に特に痛みが増す、トイレに行くときなど右股関節が動く状態になると痛みが強くなるなどとしているところ、一方で、労務に服することはできるとされており、また、通勤災害後にできなくなった業務はないとしている。これに加え、痛みを感じながらも階段の昇降や自転車を利用した通勤はできる状況が認められる。

また、人事院災害補償審査委員会の医学的所見によれば、MRI画像において、明らかな唇損傷があるかどうかは判然としないが、骨挫傷の所見は見られない、間接的所見として、頑固な疼痛を残すような関節唇損傷を惹起するには強い外傷が必要であり、その場合には骨挫傷の所見が見られるとされている。

さらに、後遺障害診断書によれば、疼痛は残存しているが内服薬を使用すれば日常生活に支障ないとされているとともに、当院の調査に対してBクリニックの医師は、申立人が訴えている右股関節の疼痛の程度は、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当すると考えられると回答している。

③ これらのことからすれば、申立人の右股関節に残存する疼痛については、通常の労務にある程度差し支えがあるような疼痛であるとまではいえず、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に当たると認めるのが相当であり、障害等級第14級に該当するものと認められる。

・右下肢の機能障害について

① 下肢の機能障害については、「一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの」、具体的には、「関節の運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の1以上制限されるもの」に該当するときに障害等級12級となる。

② 申立人の右股関節の機能障害については、患側の右股関節の他動運動による運動可能領域は、健側の左股関節のそれに比べ、屈曲・伸展は8%の制限であり、外転・内転は10%の制限であり、4分の1未満の制限であることから、障害等級に該当しない。

・申立人の障害等級について

以上のことから、申立人の治癒時に残存する障害は、右下肢の疼痛について、疼痛等感覚障害の障害等級第14級と認められ、その他の障害については、障害等級に該当すると認めることはできない。

以上のとおり、実施機関が決定した障害等級第14級より上位等級とは認められないため、申立人の申立てを認めることはできない。

（令和6年9月12日 指令13-20）

【令和5年度】

●くも膜下出血に係る公務上の災害の認定（申立てを容認したもの）

（事案の概要）

申立人は、A局B所で勤務していたところ、平成X年3月Y日から頭痛が始まり、翌日、急激な頭痛に見舞われて意識を失い、搬送先のC病院でくも膜下出血（以下「本件疾病」という。）と診断された。
実施機関は、申立人が従事した業務等によって、申立人がかねてから有する血管病変等の病態を自然的経過を超えて著しく増悪させて本件疾病を発症したものとは認められず、公務上の災害とは認められないと認定した。

（申立ての要旨）

上記に対して、申立人から、業務により相当な緊張感を強いられる状況が継続し、業務量も膨大であった。本件疾病発症前に従事した業務に伴う負荷により本件疾病の発症に至ったものであり、公務上の災害と認められるべきであるとして、申立てがあった。

（判定の要旨）

脳血管疾患が公務上の災害と認められるためには、心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定指針において、発症前に、通常の日常の業務に比較して特に量的に又は質的に過重な業務に従事したか、あるいは、業務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的な事態に遭遇したかのいずれかにより、医学経験則上、当該疾患の発症の基礎となる病態をいわゆる自然的経過を超えて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的な負荷を受けていたことが必要であるとされている。

申立人は、平成X年3月Y日から頭痛の症状があり、その後も症状が続いたことから、医学経験則上、この時点でマイナーリークと呼ばれる少量の出血があり、翌日の意識喪失時に大きな出血を起こした可能性が高いと考えられる。これらのことから、申立人は、同月Y日に本件疾病を発症したものと認められる。

申立人によれば、課内で一番遅くまで残っている職員が執務室の鍵を返却する時刻に一緒に帰ることが多く、昼の休憩時間は40分程度を業務に充てていたとし、これら申立人の主張は、いずれの同僚の陳述においても裏付けられる。そこで、執務室の鍵の返却時刻を念頭に、昼の休憩時間に勤務をしていたことも加味し、本件疾病発症前6か月間の申立人の超過勤務時間を概算すると、発症前6か月間における1か月当たりの超過勤務時間の平均は約70時間となり、調査結果にある申立人の勤務状況からすると、その勤務密度は通常の日常の業務と比較して同等以上であったと認められる。

申立人は、課の管理業務に加え、D会議の新設及び運営等、E規制区間の新規設定に向けた調整、F規制に係る新たな情報連携体制の整備等の業務に従事した。これについて、D会議は、管内での先駆けとしての取組であり、多数の関係各機関の意見調整等を行う必要があり、同僚によれば、D会議に関する膨大な業務のほぼ全てを申立人が一任されていた状況であったとしている。E規制区間設定については、急きょ対応が求められた前例がない取組であり、同僚によれば、先行事例的な役割が期待され、方向性や道筋をどう定めるかなどの案を率先して作成することが求められ、作業のボリュームや時間的な切迫度からも申立人に負担感があることは明白であったとしている。F規制に係る情報連携体制の整備については、申立人は、本省担当部局との折衝を繰り返したとされ、同僚によれば、本省担当部局に了承を得る作業はとても労力が必要であったとしている。以上の点を踏まえると、申立人は、対外折衝等で著しい精神的緊張を伴うと認められる業務に相当程度の期間従事し、疲労が蓄積していたものと認められる。

申立人が担当した年度には、G規制が過去の平均回数を大きく上回る10回にわたり行われた。特に台風の接近に伴い行われたG規制については、同僚によれば、申立人は、中心的、指導的な役割と責任を負い、不眠不休の状態で対応し、休養はほぼ取れていなかったとしている。また、申立人は、平成X年3月に、H事案への対応、Iを指摘する通報への対応といった特別な事態の発生に対応した。これについて、H事案への対応については、同僚によれば、年度末の多忙の中、短期間での対応が求められたとし、Iを指摘する通報への対応については、同僚によれば、見えない敵と戦っている感じで、B所での2年間の業務経験の中で、最も精神的にきつく、負担が大きい出来事であったとしている。以上の点を踏まえると、申立人は、G規制の対応に加えて、本件疾病の発症に近接した時期に当たる年度末の繁忙期に、H事案やIを指摘する通報という特別な事態が発生し、それらに対応するため、日常は行わない強度の負荷を伴う業務の遂行を余儀なくされたものと認められる。

同僚によれば、申立人は、出張回数が多く、官用車での移動中も、打合せ等を行い、官用携帯電話の受信履歴やメール着信履歴を頻繁にチェックしていたとしている。

以上の勤務状況を総合的に評価すると、申立人は、本件疾病発症前に、本件疾病の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的な負荷を受けていたと認められる。

申立人は、定期健康診断の高脂血症との診断結果に基づき、健康管理医の診察を受けたものの、経過観察を要するとされたにとどまり、特段の服薬の処方等はされておらず、通常どおり生活していたことからすれば、申立人は、基礎疾患を有していたものの、日常の業務を支障なく遂行できる状態であったと見るのが相当である。

以上のことから、申立人は、通常の日常の業務に比較して特に過重な業務に従事したことにより、基礎疾患を自然的経過を超えて著しく増悪させ、本件疾病を発症したと見るのが相当である。

以上のとおり、申立人の申立てに係る災害については、公務と相当因果関係をもって発生したものと認めることが相当であるので、実施機関はこれを公務上の災害と認定すべきである。